

## 兵庫地区青少年育成協議会支部活動支援要綱

令和2年3月30日

兵庫区長決定

### (目的)

- 第1条 この要綱は、兵庫区が青少年育成協議会活動支援要綱（令和2年3月9日こども家庭局長決定、以下「市活動支援要綱」という。）第4条第2項により登録が決定した兵庫地区青少年育成協議会支部（以下「青少協支部」という。）の活動の促進・発展をはかり、地域における青少年の健全育成活動を支援するために、必要な内容を定めることを目的とする。
- 2 補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年4月1日神戸市規則第38号）および市活動支援要綱の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。
- 3 補助金の手続については、神戸市地域活動に関する補助金等の交付の手続に関する要綱（平成28年3月24日市長決定、以下「補助金交付要綱」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (団体登録の変更)

- 第2条 登録内容に変更があった青少協支部は、団体登録変更届出書（様式第1号）を区長に届け出なければならない。

### (補助金の額)

- 第3条 市活動支援要綱第6条第2項において別に定めることとされている青少年育成協議会活動補助金（以下「青少協活動補助金」という。）の額については、以下のとおりとする。

補助金の種類	補助対象経費	補助金額（上限）
活動補助金	市活動支援要綱第8条第1項各号に定める活動にかかる経費 ただし、補助金交付要綱第6条第1号から第5号に掲げる経費を除く。	150,000円

### (補助対象団体)

- 第4条 前条の補助金の対象団体は、青少協支部のみとする。

### (補助金の交付申請)

- 第5条 青少協活動補助金の交付を受けようとする青少協支部は、以下の書類を区長に

提出しなければならない。なお、活動補助金交付申請書に申請金額内訳を記入することとする。

- (1) 活動補助金交付申請書（市活動支援要綱 様式第4号）
- (2) 事業計画書
- (3) 事業予算書またはこれに代わる書類

（補助金の実績報告）

第6条 青少協活動補助金の交付を受けた青少協支部は、補助対象事業終了後すみやかに以下の書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（市活動支援要綱 様式第7号）
- (2) 活動報告書
- (3) 収支決算書またはこれに代わる書類
- (4) 支出経費の証拠書類（領収書やレシートの写し等。以下「領収書等」という。）

2 前項において、原則として補助対象経費にかかるすべての領収書等を提出するものとする。

（施行細目の委任等）

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附則

この要綱は、令和2年4月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。